

令和 3 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 5）

堺 市

目 次

	頁
議案第 70 号 和解について	3

令和3年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和3年6月8日
堺市長 永藤英機

議案第 70 号 和解について

和解について

和解あっせんの申立て事件について、次のとおり和解する。

1 事件名

公益社団法人民間総合調停センター

令和2年(和)第137号

2 和解の相手方

(申立人) 大阪府堺市東区*****

(相手方) 大阪府堺市東区*****

田中養豚場こと*****

3 和解条項

第1条 ***は、令和3年8月末日限り、***が市街化区域内である別紙物件目録記載1及び2の土地(以下「本件土地」という。)で経営する田中養豚場(以下「本件養豚場」という。)の事業を廃止するとともに、別紙物件目録記載3から7までの建物その他の本件養豚場の事業に係る工作物等一切を収去する。

第2条 ***は、本件土地の跡地利用については、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の環境問題が生じないようにする。
- (2) 畜産経営その他これに類する経営の用途に供しない。

第3条 ***が、第1条の収去をし、かつ、堺市化製場等に関する条例(昭和59年条例第28号)第8条に基づく動物の飼養又は収容の廃止の届出をすることを条件に、堺市は、***に対し、堺市畜産環境整備事業補助金等交付要綱に基づく協力金6700万円を支払う。

- 2 堺市は、前項の金員について、堺市が定める様式に従った協力金の交付請求があった日から起算して30日以内に、***名義の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、堺市の負担とする。

第4条 本件の成立手数料は金30万円とし、***の負担とする。

第5条 申立人****、相手方***及び堺市は、本和解契約の成立により、本件養豚場に関する紛争が解決したことを確認する。

物 件 目 録

- 1 所 在 堺市東区日置荘西町七丁
地 番 5 4 5 番 1
地 目 宅地
地 積 1 1 0 6 . 2 1 平方メートル

- 2 所 在 堺市東区日置荘西町七丁
地 番 6 8 9 番 2
地 目 宅地
地 積 1 1 4 . 1 5 平方メートル

- 3 所 在 堺市東区日置荘西町七丁 5 4 5 番 1
家屋番号 未登記
種 類 豚舎
構 造 軽量鉄骨造・カラー鉄板波板葺・平家建
床 面 積 1 4 6 . 0 0 平方メートル

- 4 所 在 堺市東区日置荘西町七丁 5 4 5 番 1
家屋番号 未登記
種 類 豚舎
構 造 木造・日本瓦葺 (カラー鉄板波板葺)・平家建
床 面 積 1 6 4 . 0 0 平方メートル

- 5 所 在 堺市東区日置荘西町七丁 5 4 5 番 1
家屋番号 未登記
種 類 豚舎
構 造 木造・塩ビ波板葺 (波型スレート板葺)・平家建
床 面 積 2 7 5 . 2 2 平方メートル

- 6 所 在 堺市東区日置荘西町七丁 5 4 5 番 1

家屋番号 未登記
種 類 豚舎
構 造 軽量鉄骨造・波型スレート葺 (塩ビ波板葺)・2階建
床面積 485.31平方メートル

7 所 在 堺市東区日置荘西町七丁545番1

家屋番号 未登記
種 類 豚舎
構 造 鉄骨造・カラー鉄板波板葺・平家建
床面積 71.11平方メートル

以上

和解について

相手方田中養豚場こと***は、東区日置荘西町7丁において昭和40年頃から養豚場(以下「本件養豚場」という。)の経営を行っている。その後、本件養豚場周辺の市街化に伴い、悪臭問題が発生するようになった。平成10年、平成21年及び令和3年には、日置荘西校区自治連合会及び関係する町会から、連名で堺市議会に陳情書が提出されている。

本市では、平成20年以降、本件養豚場周辺において悪臭防止法に基づく臭気測定を実施してきた。その結果は、規制の基準である「臭気指数10」を継続的に超過している状況にあり、本市から本件養豚場に対し、改善策を講じるよう指導を重ねてきた。本件養豚場としても、施設の改修等の悪臭改善策を順次実施してきたが、抜本的な解決は困難な状況である。

今般、日置荘西校区自治連合会の会長である申立人は、令和3年3月21日付けで公益社団法人民間総合調停センターに和解あっせんを申し立て、本市に対して、本件養豚場を移転し、又は廃止するに当たって生じる損害を補填するための必要な補償をすることを求めた。令和3年6月1日、同センターから堺市畜産環境整備事業補助金等交付要綱に基づく協力金を支払うための「公益上」の必要を認めるのが相当であり、市が事業者に対して協力金として6,700万円以上を支払うことが妥当との意見が示された。

これらのことを踏まえ、本市の協力金支出により本件養豚場が廃止され、その事業に係る建物その他の工作物等一切が収去されることには公益性があり、当該協力金の金額も妥当であると認められることから、和解案を受け入れ、その和解条項のとおり和解するものである。

令和3年第2回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その5）

令和3年6月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-21-0083

